



CONTENTS

I Sabbatical

在外研究を終えて

徳川 信治 2

II Presentation

学会で「座長」する

松井 芳郎 4

全国憲法研究会で報告を担当して

倉田 原志 5

英国における取締役資格剥奪制度の生成と展開

中村 康江 7

日本保険学会大会シンポジウムでの報告を終えて

村田 敏一 9

III Visiting Professor

立命館大学での夏季集中講義を終え

李 鎬元 12

IV Ceremony

第4回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

平野 仁彦 14

第7回天野和夫賞授与式について

平野 仁彦 14

V Media Coverage

法学部定例研究会

15

外流報告

Sabbatical

在外研究を終えて

徳川 信治 TOKUGAWA Shinji

2008年9月より1年間、大学の許しを得て、在外研究を行うこととなった。フランス・ストラスブールで在外研究を行ったのはこれで2度目である。前回の滞在ではロベール・シューマン（ストラスブール第3）大学の欧州高等研究所に所属していた。しかし、当時の受入れ教員はすでに他大学へ転出されておられた。そこで今回は、これまで4年間勤めた役職を通じて知り合うこととなった、同大学アレクサンドル教授（国際私法）のご厚意により、欧州人権条約に関する著書も多い、ワッシュマン教授（公法・欧州人権法）を紹介していただき、同じロベール・シューマン大学ではあるが、法学部に所属することとなった。

今回の滞りの目的は、欧州人権条約をめぐる動向、とりわけ欧州人権裁判所の審理処理の迅速化を目指した第14議定書の発効がロシアの抵抗によって困難な状況の中、いかにしてすでに10万件にも達する申し立ての山を処理していこうとしているのか等を研究することであった。

この研究は、2008年4月に本学客員教員として招聘したビルトハーバー元欧州人権裁判所長官からも示唆を受け、さらに社会科学国際交流江草基金の助成を受けて同年4月に開催した「EUと欧州人権保障」シンポジウムの中においても指摘されていたことであった。この問題をより深く追究するため、時期的にもタイミング良く渡欧する機会を持てたことは、至上の喜びであった。

ストラスブールの滞り中は、受入れ教授やビルトハーバー前長官からも、貴重なアドバイスをいただいただけでなく、ドレジェムチ



ェウスキー欧州評議会議員総会法務・人権委員会事務局長やカラギアニス教授などからも時機に応じて助言をいただいた。またレス教授（元欧州人権裁判所副長官）のご厚意により、ルネ・カサン国際人権研究所のセミナーに参加させていただいた。そこでは欧州人権裁判所判決の執行がテーマとして取り上げられていた。当時は、第14議定書の発効のめどが立たないため、その代替となる議定書の必要性がちょうど取りざたされていた時期でもあった。基本的には、第14議定書の発効を基本としていくことの重要性が指摘され、ロシアとの対話を続けている取組みとともに代替の取組みの方向性が議論された（これは後に第14Bis議定書として2009年5月に成立した）。また判決執行としての評議会の取組み、欧州人権裁判所の取組みとその検討が行われた。このセミナーは欧州人権裁判所裁判官から、研究者、国内法曹実務家そして欧州評議会事務局メンバーなど多彩な関係者が一堂に会するものであった。こうした欧州人権裁判所の判決執行の実効性を議論する場

に立ち会わせていただいたことは、判決執行にかかわるさまざまな視点を知る上で貴重な体験であった。

この点に関して、フランスは法学教育・司法制度改革の議論が行われ、その中には、法学教育における判例評釈に関して、国内裁判所の判例の比重を落とすこと、他方で、その内容の詳細さから欧州裁判所や欧州人権裁判所判例を重視する方向を打ち出していたことを聞いた時には、法の欧州共通化が浸透しつつある現状を垣間見た気がした。

また、2008年秋から2009年夏にかけての今回の滞在中、多くの人権に関するシンポジウム・セミナーがストラスブールで開催されたことは、私には幸いなことであった。たとえば、世界人権宣言採択60周年記念、欧州評議会設立60周年、新欧州人権裁判所設立(第11議定書発効)10周年記念、さらにはストラスブールで開催されたNATO首脳会議に合わせたNGOによるNATOと人権の関係を扱ったシンポジウムなど、内容や構成も多彩に開催されていた。こうした議論を聞く機会を持てたことは、私の問題関心を大いに膨らませてくれ、研究のシーズを与えてくれた。

私の在外研究中、フランスの大学制度は大きく変化した。サルコジ政権によるフランスの大学改革の影響により、ストラスブールに所在する3つの国立大学は、2009年1月に統合され、ストラスブール大学となった。これにより、4万人近い巨大な大学が誕生し、学長の人事や財政に対する権限が強化され、民間資金の導入などの体制が整備されることとなった。他方で学生や院生には、この大学経営評議会への参加権が認められていたので、その代表選挙や改革に関する討論会など、年末年始ごろは、かなり騒々しい様相を呈していたし、私がフランスでもらった学内メール

もこの統合にかかわる問題を指摘するメールが大量に送られてきた。ついに2月初頭に行われる予定であった大学統合記念式典日を契機として、その後長期にわたる大学教職員のストライキに見舞われることとなった。幸いにして大学図書館はかろうじて開館していたし、また欧州人権裁判所図書館にアクセスできた関係で、多少の不便はありつつも基本的な文献を入手することには困らなかった。

ところで、ストラスブールには、現在本学も加盟している日仏共同博士学位コンソーシアムなどの事務を担当している日仏学会館と日本学術振興会ストラスブール研究連絡センターが併設されている。後者の所長である中谷陽一教授より依頼され、私は、2009年5月に講演をする機会が与えられるという榮譽を得た。「Le Droit au travers de l' Histoire japonaise (日本の歴史の流れと法)」と題するものであったその内容は、今次導入された裁判員制度が日本法の流れでどのように位置づけられているのかを検討するものであり、さらに欧州の制度や国際人権との比較を行いながら、紹介させていただいた。やはり、人権の首都と呼ばれるストラスブールにおける講演だけに、日本の法制度・人権に対する関心が高い聴衆者に囲まれた。当然死刑制度などにも質問が及んだが、十分にこたえられなかったと思う。自分の語学力のなさに歯がゆい思いをした。

最後に、今回の在外研究においても、多くの人々のご厚意によって、私は様々な知見を得ることができた。その皆様に感謝するとともに、困難な事情の中、私を送り出していた立命館大学法学部の皆様に感謝申し上げて筆をおきたい。

(とくがわ・しんじ 国際法)

学会報告

Presentation

学会で「座長」する

松井 芳郎 *MATSUI Yoshiro*

『ニューズレター』の編集委員会では、各学会のプログラムに目を光らして、報告等を引き受けた同僚を見つけては本欄の執筆を依頼しておられる模様である。執筆に際して過去に掲載された論稿のいくつかに通したが、聞くも涙の苦労話あり、赫々たる大成功の手柄話あり、また、論敵をねじ伏せた血沸き肉踊る武勇伝ありで、まことに興味尽きないものがあつた。しかし、学会を組織したとか基調報告を行ったとかいった大仕事ならともかく、ぼくがこの秋の国際法学会で引き受けたのは「座長」にすぎないから、そのような原稿を書くことはおぼつかない。そこでここでは、これまで学会で引き受けた座長や報告の経験にまつわる雑談を行うことでお茶を濁させていただきたい。

ぼくが所属する国際法学会では、大体若手の助教授（最近では准教授）の時期に最初に報告の機会が与えられる。テーマはいわゆる「自由論題」であることが多く、これが事実上の学会デビューとなる。依頼を受けると、自分もこれで学者のはしくれと感激する。2回目以降は統一テーマの一部を分担することが多く、これは自分の研究テーマが統一テーマに適合することが条件だから、守備範囲が広い人に報告の機会が多いということになる。ぼくはよく言えば知的好奇心に、悪く言えば野次馬根性に富んでいるから、統一テーマ上必要だがその分野の研究者がいないなどというテーマの報告を割り当てられることがあり、報告の機会には恵まれたほうだと思う。松井にやらせればヒットはともかく、デッドボールでも墨には出るだろうというわけである。20年以上も前のことになるが、国際法

学会では当時話題を呼んだ国際司法裁判所のニカラグア事件判決を取り上げて、判決批判派と支持派に報告させ論争させようという新機軸を試みたことがあり、批判派である安藤仁介・現京都大学名誉教授に支持派として多くをぶつけることにした。この判決には技術的な弱点が少なくないが、割り当てられた役回りからして旗幟鮮明に論陣を張ったものである。学会会場では、強硬な反対意見を書かれた小田滋国際司法裁判所裁判官（当時）が最前列で聞いておられていささかやりにくかったのを思い出す。

こうして何度かの報告を経験した後で最後に！依頼されるのは「記念講演」であるが、幸いにしてぼくにはまだその番は回ってこない。そこで本題の座長に話を戻して、最初に座長を仰せつかるのは第2段階の報告を経験してしばらくたつたころだろうか、学会としては——先年はやった形容詞を使えば——「後期」中堅の会員が座長に充当される。友人の経験談も自分が感じたことも同じで、座長を頼まれると「年をとった」ことを痛感してがっくりくるものである。座長の最大の職務は報告を時間通りに終わらせることで、時間が来たというのでマイクのスイッチを切った座長もあるそうだが、そこまではいなくても「ギロチンの松井」と呼ばれたことはある。ついで質疑の取扱い。以前には特殊なテーマだと質問が出なくて困り、事前に根回しをして質問者を「用意」したり自分で質問することもあったが、近年は積極的に質問する会員が多く、このような心配はなくなった。しかしその裏返しとして、くだらない質問を無情に切り捨てたり、てんでばらばらの質問

を答えやすいように整理する仕事は多くなった。これもずいぶん以前のことだが、統一テーマの座長を仰せつかった時に、報告は自在をきわめ質問は奔放をきわめたところを、セッション全体がいかに起承転結を踏んで展開したようなはつたりの司会を行って、心ある？参加者の驚嘆ともあきれとも取れる讃辞をいただいたことがある。

ところで、今年度秋の国際法学会では「国際社会への国際法の適応力」という統一テーマのもとで、「国際社会と国際法」という共通テーマの座長を仰せつかった。前述の話につながれば、まだ記念講演ではなくて座長を頼まれたというので感涙にむせんで引き受けたのであるが、テーマからも推測できるようにこれはなかなか大変だった。研究連絡委員会の問題意識は、近年のように激動する国際社会のありかたに国際法がどのように適応しあるいは適応できなかったかを検討しようということだったが、第2セッション以下では自衛権や国際人道法、文化多様性など、テーマにふさわしい題材が用意されたのに対して、ぼくが担当した第1セッションでは、レジーム論で知られる国際政治学者山本吉宣会員の

「国際社会の変化と国際制度—「立憲化」を手がかりとして—」と、国際法史の専門家である明石欽司会員の「国際法の妥当範囲—その史的検証—」との2本の報告が行われた。前者は冷戦終結以後の極めてアクチュアルな制度論であり、他方で後者は近代国際社会の誕生のころ以来の学説史を対象とし、専門分野の違いを別にしても間には数百年の時間が広がる。特に明石会員には20世紀初めまで近づく努力をいただいたが、それでも両報告をかみ合わせる議論は望むべくもなかった。幸いにして両報告ともに興味深い内容で質疑も続出したから、座長は進行係に徹していればよかったが、以前のように起承転結があるセッションの見せかけでも作ることができなかったのは心残りである。学会の友人、知人をお願いしたいのは、当分はぼくに記念講演などを依頼せず——この依頼があると「お迎え」が近いことを覚悟する必要がある——、報告でなくても座長をお申し付けいただき、今回の失敗を埋め合わせる機会を与えていただきたいということである。

(まつい・よしろう 国際法)

Presentation

学会報告

全国憲法研究会で報告を担当して

倉田 原志 *KURATA Motoyuki*

2009年10月11日に関西大学で開催された全国憲法研究会秋季学術総会において、「労働法と憲法」というテーマで報告をさせていただいた。今年度の学会テーマは、「憲法と私法」であり、このテーマのもと5月の春季学術総会と10月の秋季学術総会の2回にわたり、報告・討論がなされたものである。5

月の春季学術総会では、「憲法と私法—歴史・原理論を中心に」として、主に総論的なことが取り扱われたが、秋季学術総会では、「憲法と私法—各論からの問題提起」というテーマで、各論として、「著作権と表現の自由」「医事法と憲法」「家族と憲法」「労働法と憲法」というテーマが設定され、その「労働法と憲

法」が私に割り振られたものである。

報告依頼は、6月中旬にあり、光栄なこととは思ったが、法科大学院に移籍した初年度であることもあり、恥ずかしながら講義の準備に追われる毎日であること、また、私よりも適切な方がおられるのではないかと思い、他の方に依頼いただき、だめなようであれば引き受けさせていただくという趣旨の返事をさせていただいた。その際、お名前をあげさせていただいた数人の方々に実際にあたっていただいたがかなわず、お手間をおかけして申し訳ないと思いつつ、自らの不十分さは承知の上で、報告を担当させていただくことにした。

とはいうものの、「労働法と憲法」というテーマで、「各論からの問題提起」として何をとりあげるべきか悩み、和田肇教授（名古屋大学）の『人権保障と労働法』（2008年、日本評論社）が昨年出版され、それに対する愛敬浩二教授（名古屋大学）の応答、また、その他にも労働法研究者と憲法研究者の対話の論稿が雑誌に掲載されるなどのことがあったので、それらを出発点として、準備をすすめることとした。

9月1日に予備研究会が東京で開催され、報告の骨子を説明し、他の報告者と内容の調整等をする機会があった。その際には、1.労働関係における人権（採用の自由・平等）、2.労働法の規制緩和の憲法上の限界、3.労働法のパラダイムをめぐって、という内容を考えていることを報告したが、1.については労働者のプライバシーの権利や適職選択権のことなどを入れた方がいいのではないかというご意見をいただいた一方で、30分の報告時間にしては盛りこみすぎではないかという意見もいただき、近年の大きな変化である2.と3.を中心とすることとした。これで一定程度内容は限定されたが、その後ドイツでの議論の状況を少しでも盛りこむ必要があるのではないかと思い、調べたりもしたが、結局は当日の報告内容にはほとんど入れることはでき

なかった。

学会当日の報告の概要は、次のようなものである。まず、労働法学と憲法学の接点を確認し、報告の目的を、労働法学からなされている問題提起を紹介し、労働法学と憲法学の協働の方向をさぐることと設定した。つづいて、労働法による規制の現状を概観し、法律による規制がない事項として、採用の際の応募者についての使用者の調査の自由をとりあげ、それを認める三菱樹脂事件最高裁判決が、もはや妥当しないのではないかという問題提起が労働法研究者からなされていることと、また、性別による差別についても、規制の現状からすると問題が残されていることをごく簡単に指摘した。次に、労働法の規制緩和には憲法上の限界があるのかについての労働法学でのいくつかの議論を紹介して、それらがどう評価できるか、つづいて、最近活発に議論されている、労働法の今後のあり方、いわば労働法のパラダイム論を紹介した。そのそれぞれについて、詳細な評価をするということではできなかったが、規制緩和については、憲法上の限界を困難ではあっても追究する必要があること、労働法を人権保護のための体系として捉える必要があり、課題としては労働者像、市場の位置づけ、労働と人格の関係などの探求があり、そのために労働法学と憲法学は協働する必要があることを述べたつもりである。

午後の討論では、労働に関心をもっている会員は必ずしも多くはないであろうから、私の報告に対しては質問はでないのではないかと思っていたが、4人の方から質問をいただいた。それらは、2006年の男女雇用機会均等法改正でもりこまれた間接差別禁止規定についての労働法学者の間での評価と憲法14条解釈との関係、労働法のパラダイムを考えるときの有力な見解としての自己決定権論に関して労働者を強い個人ととらえるべきか弱い個人ととらえるべきか、ワーキング・プアなどが社会問題となっている状況のもとで、な

ぜ労働法学者の間で規制緩和論が強い勢力を有しているのか、労働法の規制緩和に対する限界設定のために人権論を援用する労働法学説を支援するような憲法解釈を提示することは可能か、というものであった。いずれも私にとっては難しい質問で、十分に答えられたとはいえないが、新たな今後の課題を提示いただき、ありがたいものであった。

この報告は、私にとっては、はじめての学会報告であり、内容の点でも、また、報告の際、こわくて顔をあげられないという、大学に勤

めだして数年間の私の講義のようなものとなったことなど、反省すべきことは多いが、たいへん貴重な経験をさせていただけた。予備研究会でご意見をいただいた先生方、当日質問をいただいた先生方、また、報告を引き受けるかも含めて相談にのっていただいたり、報告内容についてアドバイスをいただいたり、その他、いろいろとお気遣いいただいた同僚の憲法の先生方、および、慰労も含めお世話になった先生方に感謝申し上げたい。

(くらた・もとゆき 憲法)

Presentation

学会報告

英国における取締役資格剥奪制度の生成と展開 —日本私法学会個別報告「始末」記—

中村 康江 *NAKAMURA Yasue*

1. プロローグ—決戦は日曜日?—

2009年10月11日、日曜日、16時10分、成蹊大学8号館101号教室。私の日本私法学会第73回大会個別報告が終わった。当初は、「終わった」という開放感だけが鮮明で、報告にまつわる詳細は緊張感とともに雲散霧消してしまいそうになったのが正直なところである。しかし、せっかくの本ニューズレターへの寄稿の機会を活かすためにも、薄れつつある記憶を取り戻しながら、この「始末記」をしたためることとする。

2. 個別報告とは—その位置づけと意義—

日本私法学会とは「1948年に創立された、民法・商法・民事訴訟法などの分野の研究者・実務家・その他の会員2000名余からなる、私法の分野では日本で最大の基幹的学術団体（日本私法学会ウェブサイト理事長挨拶<<http://wwwsoc.nii.ac.jp/japl/outline/index.html>>より抜粋）」である。個別報告は、毎年

10月第2日曜（大会の初日）に開催されており、いわゆる「新人」が、自己の研究内容を会員に「報告」する場として用意されているものである。筆者は大学に奉職してからすでに7年目に突入しているため、「新人」として個別報告者に名を連ねるにはいささか面はゆい立場ではあったが、自己の研究に関して、なお進むべき先を模索しているという点については「新人」も同然といえるかもしれない。そのような理由および諸般の事情から、重い腰を上げ、個別報告へのエントリーを決意したのである。

3. 報告に備えて—成功は準備が8割—

報告に先立っては、いろいろな研究会で模擬報告をさせていただいた。まず、常にお世話になっている立命館大学商法研究会9月例会の報告においては、本学および他大学の商法分野の先生方からさまざまご指摘をいただいた。さらに、学内の民事法研究会におい



質疑応答中の筆者

ては、主に民法分野の先生方から、ご自身の個別報告の経験を踏まえた実践的アドバイスを頂戴した。また、研究会以外の場でも、個別報告を経験した諸先輩の方々から、報告において注意すべきポイント、用意するレジユメの部数、報告前日や控え室での過ごし方など、さまざまな点にわたり助言を受けることができた。10月に入ってからは、今年度より担当することになった法科大学院の講義やその準備に追われながらも、レジユメの用意や報告原稿の手直しを進め、「そのとき」を迎えるに至った。

4. そのとき－「歴史を動かす」には遠いとしても－

報告のテーマは「英国における取締役資格剥奪制度の生成と展開」である。英国における取締役の資格剥奪制度（disqualification）とは、会社の取締役等として経営に関与した者に対し、一定期間にわたり、会社の経営に関与することを禁止する制度である。資格剥奪の対象に、会社の業務執行に関する犯罪行為や会社清算時の詐欺による有罪判決が含まれている点は、日本法における取締役の欠格事由（会社法 331 条 1 項各号）に類似するが、裁判所の命令または主務官庁大臣に対する誓約によって、個々の事案に応じた期間にわた

り対象者の資格が停止される点は欠格事由と異なる。また、日本にはない制度であり、資格剥奪制度の特徴といえるものとして、会社の倒産に関連して会社経営にかかわることが「不適任（unfit）」であると認められた取締役に対し、一定期間会社に関与することを禁ずる「不適任による資格剥奪」がある。

報告では、資格剥奪制度の成立過程と概要について述べたのち、その適用対象、とりわけ「不適任による資格剥奪」の対象となる取締役の行為につき、判例等から読み取ることができるその類型および基準を紹介した。そして、資格剥奪制度が英国会社法・倒産法に及ぼしてきた影響や、当制度に対する評価のみならず、資格剥奪制度を含む英国における取締役の倒産責任の枠組みから、日本法における「取締役の倒産責任」に対して得られる示唆について述べるという流れで進めていった。資格剥奪という制度自体の説明に多くの時間を割くこととなり、日本法への示唆についてあまり言及できなかったことが反省すべき点であるが、予定していた報告内容をすべて時間通りに終えられたことは一定の収穫といえよう。

5. エピローグ－謝辞－

まず司会の労を執ってくださいました早稲田大

学の川島いづみ先生には、テンポのよい進行ぶり、的確なフォローにより筆者の拙い報告を盛り立ててくださったことについてお礼を申し上げたい。ご質問いただいた諸先生方についても、紙幅の関係上個別にお名前を挙げることは適わないが、筆者の至らない点に対するご指摘のみならず、今後の展開についても貴重なご示唆をいただいたことにつき感謝申し上げる次第である。学内の先生方についても、学会理事である二宮先生をはじめ、商法、民法等の民事法分野の先生方から頂戴したアドバイスは報告に際して大いに参考にさせていただいた。

そのほかにも、学内外や分野を問わず、いろいろな先生方から頂戴したご指摘・ご助言や友人達からの励ましがあつたからこそ、無事に報告の任を負えることができたということ、この文章をまとめながら改めて実感した次第である。筆者はもとよりものぐさな人間であるが、この機会を糧として、自分の研究という芽に対し、少しでも手をかけ、ゆっくりであるとしても、大きく成長するよう、じっくりと育てていくことができればと思っ

ている。

最後に、今回掲載の写真の撮影を快く引き受けてくださった中京大学の森先生にもこの場をお借りして感謝の意を表したい。みなさん、どうもありがとうございました。

(なかむら・やすえ 商法・会社法)



報告翌日の成蹊大学キャンパスにて

Presentation

学会報告

日本保険学会大会シンポジウムでの報告を終えて
—新保険法の総論的課題—

村田 敏一 *MURATA Toshikazu*

平成 21 年度の日本保険学会大会は、10 月 23 日から 25 日の 3 日間に亘り、龍谷大学（大宮学舎および深草キャンパス）において開催された。我が国の「保険法」は、明治期における制定より約 120 年ぶりに一新（全面改正）されることとなったが、いよいよその施行が来年 4 月に迫る中、保険法（商法）学界や実

務界の解釈問題への関心は、ピークに達していると言ってもよいであろう。こうした状況の中、本年度の日本保険学会大会が、恒例のシンポジウムのテーマとして「新保険法の課題と展望」を採り上げたことは、極めて自然な選択と評価されよう。本シンポジウムでは、司会を本学の竹濱修法学部教授が担当される

とともに、いわば基調報告とも言える総論的課題に関する報告を筆者が担当することとなった。そして、本シンポジウムでは、保険法研究における本学の水準を、如何なく示すことが出来たものと思う。

本年度の大会では、開催校（龍谷大学）の特色が活かされ、プレセッションとして、大宮キャンパス本館講堂（重要文化財）での法話や、非公開の西本願寺文化財の特別拝観が企画された。秋天に恵まれる中、一同、飛雲閣や書院（ともに国宝）等、桃山文化の精華を存分に堪能することが出来た。

シンポジウムは、大会第2日の午後15時に深草キャンパスにて開催された。会場は、法務省の立案担当者の参加を得たこともあり、一言一句も聞き洩らすまいという緊張感漲る雰囲気包まれた。竹濱教授による開会の辞に続き、4人の報告者から順次、報告がなされた。すなわち、「総論的課題」（筆者）、「損害保険における課題」（山本哲生北海道大学教授）、「生命保険及び傷害疾病定額保険における課題」（山下典孝大阪大学教授、本学法学部非常勤講師）、「保険理論から見た保険法」（米山高生一橋大学教授）である。続いて、立案担当者でもある嶋寺基弁護士（元法務省民事局付）から各報告に対するコメントがなされ、さらに当該コメントを踏まえたシンポジスト相互間でのパネル・ディスカッションの実施、最後にフロアとの質疑応答の順でプログラムは進行していった。

さて、筆者の報告内容であるが、その内容は大きく3点に亘る。第一テーマとしては、新保険法が採用した保険契約類型を踏まえ、各類型間での規律の相違の合理性に関する検証問題を探り上げた。いわゆる保険金請求権の固有権性については、傷害疾病損害保険契約類型における死亡給付ではそれが否定されると解されることにつき合理的なものとして評価しつつ、一方で、被保険者同意に関する傷害疾病定額保険契約に関する規律内容や、被保険者による解除請求に関する各契約類型間の



規律内容の齟齬に関しては、必ずしも合理的理由づけが見出し難い点につき指摘を行った。さらに、傷害疾病損害保険契約（死亡給付が存在）につき、介入権が法定されない点に関しては、新保険法が、損害保険契約＝短期契約＝保険料積立金の不存在という大胆な割り切りを行ったことに起因する規律内容であり、立法論的には疑問がある旨を指摘した。第二テーマとしては、保険法が採用した規律の性格の三分法（強行規定・片面的強行規定・任意規定）に関し、取分け、強行規定の有する性格（強行規定とされた理由）・機能の多様性につき分析を行うとともに、一方で、それに反する特約を無効とするという基本的機能面での通有性につき指摘した。特に、新保険法が、意思表示に関する効力要件・対抗要件の中核部分につき、明確に強行規定として性質決定した点は評価されるものとした。また、片面的強行規定の解釈の在り方としては、一般的には、総合判断法が妥当するものとしてつつ、告知義務に関する各片面的強行規定に関しては（例えば、因果関係不存在則）、独立して有利・不利を判断すべきものとした（総合判断法の限界性）。第三テーマとしては、



新保険法解釈上の重要問題を幾つか採り上げ、解釈方法論への示唆を抽出しようと試みた。具体的には、定額保険契約に関する現物給付の非典型契約性に関する問題、損害保険契約における詐欺的な給付請求と重大事由解除による遡及的免責の可否の問題（消極と解する）、告知義務に関連して、特約による因果関係不存在則の排除と同時のプロラタ主義の採用の可否の問題（消極と解する）につき検討を行った。

報告後のコメントや討議で、特に議論が集中したのは、プロラタ主義の採用と因果関係不存在則の排除に関する論点についてであった。筆者や嶋寺弁護士が、保険法の有する1対1の契約関係を規律する法としての性格から、基本的には、個々被保険者等の単位で片面的強行規定に反する約定は許されないものと解する（有利・不利の判断は個人単位でなされる）のに対し、山本教授からは、一定のリスクに関しては、群团的な発想が許容されるとの見解が述べられた。また、嶋寺弁護士からは、故意に限定して、プロラタ主義を導入した場合は、例外的に因果関係不存在則の排除が許されるとの私見が述べられたが、筆者は、そのような「合わせて一本」的な解釈は、

条文構造からは乖離しており、また現実的にも故意と重過失で規律を異にする解釈は困難であるとの反論を行った。フロアーからの質問としては、京都大学の洲崎博史教授から、免許証の色に替え、自動車事故の発生回数を告知事項とした場合には、事故との因果関係が認められるのではないかとの指摘がなされ、度肝を抜かれる思いがした。筆者からは、しかし、その場合でも、確率的因果関係に止まり、高血圧と心臓疾患のような相当因果関係とは質的相違が見られるとの反論を行った。筆者としては、各論点につき、十分な論駁が出来たものと自負している。

シンポジウム終了後の懇親会を終え、報告者は連れ立って祇園界隈に流れることとなった。いつ果てるとも知れないスコラ哲学的議論の中、京都の夜は更けていったのである。

（むらた・としかず 商法）

Visiting
Professor

客員教授

立命館大学での夏季集中講義を終え

李 鎬元 *Lee Ho Won*

今年の9月に立命館大学法学部の客員教授として、韓国の司法制度の概要と民事刑事訴訟手続きをテーマに集中講義を行うという、非常に大事なチャンスをいただきました。韓国で約30年の裁判官生活の後、現在は弁護士として勤めている法律実務家としては難しいことではありましたが、非常に意味深い経験になりました。

私は、裁判官生活をしながら、手続法分野に関しては、実際に訴訟進行の役割を担当している裁判官自らが研究することも価値のあることだと考え、民事訴訟法と仲裁法分野を私の一生の研究対象として位置づけていました。それで、韓国で裁判官の在職中に、アメリカのジョージタウン大学のLLM課程を履修しながら国際商事仲裁を研究し、また、日本の東京大学では民事訴訟法分野の客員研究員として研究するチャンスもいただきました。

2008年5月に、大阪市立大学で開かれた日本民事訴訟法学会大会に参加したところ、立命館大学の出口雅久先生から立命館大学での講義を頼まれ、私としては、真剣に工夫しました。なぜなら、民事訴訟法学に対して興味を持ってはいましたが、体系的な研究と実力があるのかも疑問でしたし、また、日本語能力も十分ではない私が、果たして講義ができるのかという疑問があったからです。

もちろん、法律研究者よりは、学問的には浅いのですが、実務家として総合的・実務的な法律知識を持っているという強みがあり、また、民事訴訟法分野は理論的な側面以外にも、実際にどのように民事訴訟実務が運営されているのか、しかも、理論というものが実



務においてもそのまま適用できるのかということが重要視される分野であり、このようなチャンスを生かして、韓国と日本の民事訴訟法を比較法的観点から研究することは意味深いことだと考え、出口先生の提案を引き受けたわけです。

講義の前の今年の9月1日の午後、出口先生の案内で立命館大学のキャンパスを見回りました。いろんな建物と施設が非常によく整備されており、特に、立命館を象徴する英語の大文字であるRが赤い色で書かれた旗がキャンパス内に並んでいる風景は、まさに、未来に向けた活気あふれる大学のエネルギーを感じさせてくれました。立命館大学側の配慮で用意された寮と研究室のおかげで、私は集中講義期間中に研究に専念することができました。また、講義直前の週末に、出口先生の主催で行われました、琵琶湖沿岸のヴェルツブルクというレストランでの夕食会は、講義に参加する学生たちとさまざまなことに関して気楽に話しあえるいい場になりました。そ

して、立命館大学についてから講義が終わって帰国するまでの期間中に大変なお世話になった出口先生のことは、立命館大学に対する私の中の大事な思い出とともに、忘れることができないこととなりました。

私の講義は、9月7日から11日までの4日間は、一日3回ずつ、合計12回にわたって行われ、最後の日には、研究発表会を重ねて行われました。この講義におきまして、まず、私は学生の皆さん方に十分ではない日本語能力に対してのご理解をお願いしました。しかし、日本の大学で、外国人が日本語で行う講義というものもありふれた行事ではないので、日本の学生たちは逆に珍しい経験をしたのでしょうか。私の講義に参加された学生たちが、どれだけ講義の内容を理解し、また、どれだけ彼ら・彼女たちに役立つことになるかは判断しにくいのですが、参加者たちの態度や講義での質疑応答から考えると、少なくとも、参加された学生たちが私の講義を通じて韓国の法律体系に対する幅広い興味を持つようになり、また、私の実務経験に基づいた韓国の法律体系に対する説明を通じて、韓国の法律と日本の法律の比較法的な理解を高めることに役立つと思います。

9月11日の最後の時間は、「韓国における2002年の民事訴訟法改正及び今後の課題」というテーマで私が報告を行い、韓国から訪問されたソウル中央地方法院の金炯料（キム・ヒョンドウ）部長判事と田炳西（ジョン・ビョンソ）先生（ソウル中央大学）がコメントをする方法で進められました。これには、松本博之先生をはじめとする関西民事訴訟法学会の諸先生方と、日本民事訴訟法学会の理事

長である高橋宏志先生も参加され、より、有意義な時間となりました。参加された学生たちには、また、一層の意味のある時間になったのでしょうか。

今回のチャンスを通じて、私は約30年間の法律実務家としての生活から習得した韓国の法律の長所と短所をふりかえながら、それらに対する私の個人的な意見を述べました。韓国であったならば、韓国の法律に対する私の意見に対してさまざまな意見が提起されたのでしょうか、外国できわめて制限された私個人の意見のみを話したのではないだろうかという気持ちもあります。しかし、それよりは、参加者の皆さんにとっては、各国の状況によって法律体系がどのように異なって展開されていくのかという大きな問題に観点を置いて法律原理の根本的な理論構成に対して理解をより深める機会になれたらと思います。

そして、講義以外にも、忘れられないことがまたあります。それは、世界的な文化遺産が無限大に繰り返り広がっている京都での生活が楽しめたということです。今まで、京都には何回か尋ねたことがありましたが、今回の3週間を通じて、その魅力にたっぷり染まりまして、また、大事な経験が得られました。

今回の講義に招待して下さり、さまざまな体験をすることを可能にしてくれました出口先生や立命館大学の法学部関係者の皆さん方に、改めて深い感謝の気持ちをつたえながら、このコラムを終わりにしたいと思います。

（イ・ホウォン

法務法人地平志誠 代表弁護士）

授与式報告

Ceremony

第4回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

2009年6月12日、第4回「平井嘉一郎研究奨励賞」の授与式が行なわれました。

本賞は、故平井嘉一郎氏（ニチコン株式会社の創業者で、長年、同社の社長および会長を務められた。立命館大学法学部の卒業生）のご遺志に基づき、ご令室・平井信子様のご厚志により創設されたものです。本学法学関係の大学院において優秀な成績を修めた大学院生を表彰し、国内および国際社会の発展に貢献できる人間に成長していつてもらえるよう今後の研鑽と活躍を期待するものとなっています。

本年度は、木下雄一氏（博士課程前期課程1年、国際法専攻）、丸山純平氏（博士課程前期課程2年、民法専攻）、和田洋平氏（博士課程前期課程2年、民法専攻）、金子博氏（博士課程後期課程1年、刑法専攻）、吉井匡氏（博士課程後期課程3年、刑事訴訟法専攻）、そして今年度より新たに法務研究科から1名、松森美穂氏（専門職学位課程3年、環境法務専攻）、計6名の院生が受賞されました。

授与式では、川口清史・立命館大学学長から祝辞ならびに各受賞者への賞状の授与が行われました。また、法学研究科長より受賞者の紹介があり、平井信子様からは、子どもが犯罪に巻き込まれるような社会状況の改善に向け、受賞者への期待と励ましの言葉が述べられました。そして、授与式終了後には、受賞者と関係者による茶話会が朱雀中川会館においてもたれました。

（法学研究科長 平野 仁彦）

授与式報告

Ceremony

第7回天野和夫賞授与式について

2009年10月30日、第7回「天野和夫賞」の授与式が衣笠キャンパス末川記念会館で行なわれました。

本賞は、故天野和夫先生（法哲学者、元立命館大学総長・学長）のご令室・天野芳子様からのご寄付に基づき、優れた研究成果をもって学位を取得した本学大学院法学研究科修了生、および法の基礎理論分野において優れた研究成果を著わし学界の発展に寄与した若手研究者の業績を顕彰し、その研究活動を奨励することを目的として、2003年に創設されたものです。

規程に基づく選考の結果、今回は、08年度に卓越した博士論文で課程博士の学位を取得された佐々木健氏（学位論文「ドイツ親子法と子の意思の尊重」、札幌学院大学准教授）、廣峰正子氏（学位論文「民事責任における抑止と制裁」、神戸学院大学准教授）、08年度に特に優れた成績を修得し修士の学位を取得された木村直人氏（修士論文「特許製品のリサイクルと消尽理論」、ダイハツ工業株式会社勤務）、そして、法の基礎研究として優れた研究論文を公刊された大内孝氏（『アメリカ法制史研究序説』、東北大学大学院法学研究科教授）の4名が受賞されました。



授与式では、川口清史・立命館大学学長から賞状および副賞の授与が行われ、選考委員会を代表して法学研究科長より選考理由の説明を行いました。また、天野芳子様より、受賞者に対して期待と励ましのお言葉があり、受賞者からは、研究の経緯、趣旨、今後の研究活動への抱負などが述べられました。授与式終了後、今回は末川会館内において夕食会が執り行われました。

(法学研究科長 平野 仁彦)

Media
Coverage

法学部定例研究会

2009年9～12月

■ 法学部定例研究会：

- 09年9月11日 国際学術交流研究会：李鎬元氏「韓国における最近の民事訴訟法・ADRの動向」
- 09年9月18日 民事法研究会：中村康江氏「英国における取締役資格剥奪制度の生成と展開」
- 09年10月3日 「生命倫理と法」研究会：石村久美子氏
- 09年10月23日 立命館現代中国研究会：宇野木洋氏「問題としての近代から見た「毛鄧」時代—ポスト文革期における文化批判の営み—」
- 09年11月7日 立命館土曜講座：山本忠氏「雇用・失業法制と生存権」
- 09年11月14日 立命館土曜講座：吉田美喜夫氏「雇用対策の法と政策」
- 09年11月21日 立命館土曜講座：佐藤敬二氏「若年無業者の雇用対策を考える」
- 09年11月27日 公法研究会：金山昌弘氏「退去強制令書に基づく収容部分に関する執行停止を巡って」
- 民事法研究会：鈴木峻吾氏「外注管理の視点を含めた内部統制システムと取締役の責任について」、横山布氏「MBOにおける株主の利益保護に資する買収者側の行為の規制・公正さを保てる買収価格の算定方法について検討する」、北岸英敏氏「マンション購入者と施工主の責任関係」、土田暁彦氏「新たな法益として注目される平穏な生活権」、吉田加奈恵氏「中間省略登記における問題と今後の課題についての実務の視点から考察する」
- 09年12月4日 民事法研究会：高橋央氏「建物賃貸借契約における通常損耗補修特約の解釈」、和田洋平氏「契約締結交渉過程における当事者のあり方について」、岩崎輝氏「有期労働契約の法規制のあり方について考える」、馬場口祐氏「著作権法20条の規定する同一性保持権の及ぶ範囲を見直し、デジタル時代における著作権と利用者の利益の最大化を考察する」、堀林諒氏「国家間投資協定における義務遵守—アンブレラ条項の意義と機能」
- 公法研究会：坂本裕希氏「多重債務問題における債務整理後の生活支援のありかた」、佐野秀平氏「インターネット上の表現活動に対する規制への憲法学的考察」
- 09年12月11日 民事法研究会：丸山純平氏「債務不履行法制の再構成—国際的動向を踏まえて」、朝倉亮介氏「相続開始後の相続財産の使用・収益・果実の帰属」、内田良氏「遺言執行者の権限の範囲と責任」、片山紗矢香氏「遺留分減殺後の法律関係」、清家里美氏「成年後見制度における医療の同意権に関して」、村岡鉄也氏「物上代位における『差押え』の意義について」
- 09年12月9日 公法研究会：工藤猷氏「東アジアにおける国際組織犯罪と非伝統的安全保障」、山田尚史氏「進化科学の法学的含意の考察」、加賀山万里子氏「日本の法教育の現状と課題」、秋田道子氏「安楽死と自己決定」
- 09年12月16日 刑事法研究会：山本貴之氏「保護観察制度の現状と非行少年の再犯防止について」、宮前顕子氏「高齢者犯罪の現状と課題」、中野明子氏「併合罪に関する処断刑の判断方法」
- 政治学研究会：戸田悠希氏「アジア女性基金とその方向性」、東浦祥子氏「平等論の系譜とその展開—チャールズ・テイラーの思想を基に—」



立命館ロー・ニューズレター
第59号 (2009年12月)
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/rlrindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl)